

(仮称) 観光交流センター整備事業基本設計業務

公募型プロポーザル説明書

岩 国 市

(仮称) 観光交流センター整備事業基本設計業務
公募型プロポーザル

岩国一丁目地内約 1,600 m²の用地に、近隣用地に新たに整備する 2 か所の観光駐車場と一体的に、周遊観光の入口に必要な機能を持つ (仮称) 観光交流センターを整備することとしている。

(仮称) 観光交流センターには、観光案内、休憩、多目的室などの機能を持つ施設のほか、イベントなど多目的に利用可能なスペース (エントランス広場・(仮称) 岩国一丁目広場) を配し、岩国地区のにぎわいを創出するとともに、錦帯橋と岩国城下町の観光周遊の拠点とすることとしている。

この公募型プロポーザルは、(仮称) 観光交流センターの基本設計を委ねるに相応しい適正を備えた設計者を特定するものである。

1 募集内容等

(1) 業務名称

(仮称) 観光交流センター整備事業基本設計業務

(2) 業務内容等

別紙「(仮称) 観光交流センター整備事業基本設計 仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(4) 技術提案を求める評価テーマ

本業務において技術提案を求める評価テーマは、仕様書の「2 業務内容」に掲げる業務項目(1)~(4)における視点や考え方、具体的な実施手法についてとする。

※提案者は、自由な発想等に基づき、具体的かつ効果的な実施手法を提案するものとする。

(5) 審査体制

(仮称) 観光交流センター整備事業基本設計業務技術提案書特定プロジェクトチームが審査を行う。

(6) 契約

プロポーザルにて提案者を特定後、随意契約する。また、令和 9 年度以降、業務に係る予算成立を条件として、当該業務に直接関連する他の業務 ((仮称) 観光交流センター整備事業実施設計業務) についても随意契約により締結する予定である。

(7) 予算額 (委託上限額)

29,808 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(8) 担当部署

岩国市産業振興部観光振興課

郵便番号 740-8585

住所 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

電話番号 0827-29-5116

ファックス 0827-22-2866

電子メール kankou@city.iwakuni.lg.jp

2 参加資格・条件

この手続きに参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年度の岩国市建設工事等入札参加資格者名簿（業務委託）に建築関係建設コンサルタントとして登録されていること。
- (2) 平成28年度以降において、次に掲げる同種業務又は類似業務を元請として完了した実績（共同企業体（代表構成員に限る。）による実績を含む。）を1件以上有すること。（ただし、再委託による業務の実績は含まない。）
 - ① 同種業務
国、地方公共団体、独立行政法人等の発注による、公共施設基本設計業務又は実施設計業務
 - ② 類似業務
国、地方公共団体、独立行政法人等の発注による、公共施設基本構想策定業務又は基本計画策定業務
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 令和8年4月20日から技術提案書等の提出期限までの間に岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成18年3月20日制定）又は岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成25年3月27日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

3 業務実施上の条件

- (1) 業務に当たっては、管理技術者、担当技術者及び照査技術者の各技術者を配置するものとする。
なお、照査技術者以外の技術者のうち少なくとも一人は、平成28年度以降において「2 参加資格・条件」の(2)で示す同種業務又は類似業務を管理技術者又は担当技術者として従事した実績を1件以上有する者を配置すること。
- (2) 業務の打ち合わせには、管理技術者又は担当技術者が出席するものとする。
- (3) 本業務の成果品は、仕様書のとおりとする。

4 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明書の評価項目、評価内容及び評価の割合は、次のとおりとする。

評価項目		評価内容	評価の割合
参加表明書の経験	専門技術力	<p>(様式2)</p> <p>平成28年度以降において完了した同種・類似業務について、元請として完了した実績を次の順で評価する。</p> <p>① 同種業務の完了実績が3件以上ある。</p> <p>② 同種業務の完了実績がある。</p> <p>③ 類似業務の完了実績がある。</p>	15%
	業務実績		
予定管理技術者の経験等	専門技術力	<p>(様式3)</p> <p>平成28年度以降において完了した同種・類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を次の順で評価する。</p> <p>① 同種業務の完了実績が3件以上ある。</p> <p>② 同種業務の完了実績がある。</p> <p>③ 類似業務の完了実績がある。</p>	15%
	専任性	<p>(様式3)</p> <p>令和8年4月20日現在の手持ち業務量（管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務件数）を次の順で評価する。</p> <p>① 手持ち業務0～4件</p> <p>② 手持ち業務5～9件</p>	10%
予定担当技術者の経験等	専門技術力	<p>(様式3)</p> <p>平成28年度以降において完了した同種・類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を次の順で評価する。</p> <p>① 同種業務の完了実績が3件以上ある。</p> <p>② 同種業務の完了実績がある。</p> <p>③ 類似業務の完了実績がある。</p> <p>なお、担当技術者を複数配置する場合は、主たる担当技術者の業務実績により評価する（次の手持ち業務量も同じ）。</p>	15%
	専任性	<p>(様式3)</p> <p>令和8年4月20日現在の手持ち業務量（管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務件数）を次の順で評価する。</p> <p>① 手持ち業務0～4件</p> <p>② 手持ち業務5～9件</p>	10%

評価項目		評価内容	評価の割合
予定照査技術者の経験	専門技術力 業務実績	(様式3) 平成28年度以降において完了した同種・類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を次の順で評価する。 ① 同種業務の完了実績が3件以上ある。 ② 同種業務の完了実績がある。 ③ 類似業務の完了実績がある。	15%
業務実施体制	専門知識を有する技術者の配置	(様式4) 業務の分担について記載する。 照査技術者を除く技術者として一級建築士を1名以上配置する場合、評価する。	10%
市内企業等の活用	参加表明者の所在地等	(様式1) 参加表明者の所在地等が岩国市内にある場合に、次の順で評価する。 ① 市内企業（所在地が岩国市内）である。 ② 岩国市内に事業所等がある。	10%

5 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法等

- ① 様式1～様式4を基に作成を行うものとする。
- ② 様式2は、業務実績1件につき1枚作成することとし、提出する件数は次のとおりとする。
 - ア. 同種業務の実績がある場合
同種業務の実績が3件以上ある場合は3件分を、実績が2件以下の場合は1件分のみの提出で良いものとし、類似業務の実績については提出不要とする。
 - イ. 同種業務の実績がなく、類似業務の実績がある場合
類似業務の実績1件数分を提出すること。
- ③ 様式2に記載した同種業務又は類似業務の実績について、業務内容を確認できる書類（契約書等の写し）を提出すること。
- ④ 様式3は、様式4に記載した技術者ごとに1枚作成する。
- ⑤ 様式3に記載した同種業務又は類似業務の実績について、管理技術者又は担当技術者として業務に従事したことを確認できる書類（発注者へ提出した配置技術

者の届出書等の写し)を提出すること。

- ⑥ 様式4に記載した管理技術者又は担当技術者が、一級建築士の資格を保有している場合は、その保有資格を証明する書類(資格者証の写し等)を添付すること。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和8年5月1日(金)午後5時
② 提出場所 上記1(6)に同じ。
③ 提出方法 書留郵便(持参可)

※提出先に提出期限までに到達したもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「令和8年度(仮称)観光交流センター整備事業基本設計業務参加表明書」と明記するとともに、発送時に電話にて、観光振興課まで連絡すること。

- ④ 提出部数 9部(ただし、1部を原本とし、残りの8部は複写したものでよい。)

(3) 選定・非選定通知

原則として、参加表明書を提出した者のうち評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として4者程度選定する。技術提案書の提出者として選定したものには、書面より通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を同じく書面により通知する。

6 技術提案書を特定するための基準

- (1) 技術提案書の評価項目、評価内容及び評価の割合は、次のとおりとする。なお、技術提案書は、ヒアリングを通じた評価を反映し、「4 技術提案書の提出者を選定するための基準」における評価は、技術提案書を特定するための評価には加味しない。

① 実施方針等に関する評価

評価項目	評価内容	評価の割合
実施方針 (様式6)	業務の目的、内容、条件を正確に把握し、効果的で実現性の高い実施方針が示されているか。	10%
実施手順 工程計画 (様式6・7)	業務量を正確に把握し、効率的な実施手順が示されているか。その実施手順に基づき、確実に実施可能な工程計画が示されているか。	10%

② 技術提案を求める評価テーマに関する評価

評価項目	評価内容		評価の割合
業務項目 (1)～(4)に関する技術提案 (様式8)	業務項目(1)	観光駐車場と一体的に、周遊観光に必要な機能の配置について、その視点や考え方が明確に示されているか。	15%
	業務項目(2)	地域の賑わい創出に配慮した施設の検討について、その視点や考え方が明確かつ的確に示されているか。その上で、具体的かつ効果的な実施手法が示されているか。	15%
	業務項目(3)	観光客等の移動動線に配慮した施設の検討について、その視点や考え方が明確かつ的確に示されているか。	15%
	業務項目(4)	景観に配慮した意匠の検討について、その視点や考え方が明確かつ的確に示されているか。	15%

③ 技術提案書全般に関する評価

評価項目	評価内容		評価の割合
技術提案書 全般 (全様式)	資料作成能力	必要な資料が過不足なく記載され、簡潔でわかりやすいかどうか。	10%
	その他	技術提案書全般を通じて、本市の実情や特色を把握した上で、より優れた業務成果につながるような技術提案となっているか。	10%

④ 価格提案（参考見積）に対する評価

評価項目	評価内容		評価の割合
価格提案 (参考見積)	価格提案の 妥当性	技術提案の内容に対して価格提案が不適切な場合には特定しない。	数値化しない

7 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討、設計業務等における視点や考え方、また具体的な実施手法等について提案を求めるものである。本説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書、また、成果の一部を含む技術提案書（例：施設のイメージパース等を付した技術提案書）については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 技術提案書の作成

技術提案書の作成に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。（「建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー（平成30年5月全国営繕主管課長会議）」46～53ページを参照）

(2) 作成方法

① 技術提案書は様式5～様式8を基に作成を行うものとする。

② 業務の実施方針及び実施手順、工程計画

本業務に関する実施方針及び実施手順（様式6）の記載に当たってはA4判片面1枚以内、工程計画（様式7）の記載に当たってはA3判片面1枚以内で簡潔に記載すること。

③ 評価テーマに対する技術提案

記載に当たっては、様式8を使用し、合計でA3判片面4枚以内に記載すること。なお、業務項目を構成する個々の業務（(1)～(4)）ごとの記載について、業務ごとの記載分量は任意とするが、技術提案本文の記載前に、業務の番号及び業務名称を記入すること。

④ 参考見積

参考見積の様式は自由とするが、上限は、「1 募集内容等」(7)に示すとおりとする。

⑤ 技術提案書には、必ずページ番号を付すものとする。

(3) 提出期限等

① 提出期限：令和8年6月19日（金）午後5時

② 提出場所：上記1(6)に同じ。

③ 提出方法：書留郵便（持参可）

④ 提出部数：9部（ただし、1部を原本とし、残りの8部は複写したものでよい。）

(4) ヒアリング

次のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所 : 岩国市役所
- ② 実施予定日 : 令和8年7月2日(木)
- ③ 開始時間 : 後日連絡する。
- ④ 説明者 : 配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者
- ⑤ 出席者 : 説明者を含め、3名以内とする。
- ⑥ その他
 - ・ ヒアリングは、1社当たり45分程度(説明30分、質疑15分を予定)とする。
 - ・ 説明は、提出された技術提案書に沿って行うこととし、プロジェクターの使用も可とする。なお、資料の追加は認めない。
 - ・ 説明に使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で用意することとし、コンピュータは説明者が用意する。なお、接続に係る時間は、説明時間に含めない。

(5) 特定・非特定通知

技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。なお、最高点が2者以上ある場合は、価格提案(参考見積)の金額が最も安価な提案を特定し、価格も同額である場合は、価格のみ再提案を求めその金額が最も安価なものを特定する。

技術提案書を特定したものには、書面をもって通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を同じく書面をもって通知する。

8 説明書及び仕様書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、次の受付期間内に、様式9(規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メールのいずれの方法でも可とする。
 - ① 参加表明書に係る質問
令和8年4月21日(火)午前9時から同4月23日(木)午後5時まで
 - ② 技術提案書に係る質問
令和8年5月15日(金)午前9時から同年5月25日(月)午後5時まで
- (2) 回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。
- (3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間(休日を含まない。)以内にFAX又は電子メールで行う。ただし、参加表明書に係る質問に対する回答は参加表明書提出期限日の2日前までに回答を行うものとする。
- (4) 説明書及び仕様書に関する問い合わせ以外の質問(プロポーザルの応募状況、選考結果その他の質問)には回答しない。

9 契約及び支払条件

- (1) 特定された技術提案書の提出者(以下「特定者」という。)と契約条件及び支払条件について協議の上、改めて見積書を徴収し、予算額の範囲内で契約を締結する。

- (2) 特定者が契約締結までの間に入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない場合がある。

10 その他の留意事項

- (1) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、全て提出者の負担とする。
- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された技術提案書が次のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。
- ① 技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ② 技術提案書に無関係な書類が含まれている場合
 - ③ 他の業務の技術提案書である場合
 - ④ 発注者名に誤りがある場合
 - ⑤ 発注案件名に誤りがある場合
 - ⑥ 提出業者名に誤りがある場合
 - ⑦ その他未提出又は不備がある場合
- (3) 提出期限以降における技術提案書の差替えや再提出は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得なければならない。
- (4) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (5) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (6) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 業務内容の詳細は、本説明書及び仕様書によるものとし、説明会は行わない。
- (8) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定又は技術提案書の特定のため、必要に応じて複写使用する。
- (9) 提出された技術提案書の著作権は技術提案者に帰属するが、本業務実施に必要な、プロポーザルの報告、記録作成、市ホームページでの公表その他に市が使用できるものとする。
- (10) プロポーザルの結果（「6 技術提案書を特定するための基準」による技術提案者ごとの評価状況）は、技術提案書の特定後に市ホームページで公表する。なお、技術提案者の会社名等については、特定された技術提案者のみ公表する。
- (11) 提出された書類は、岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）に基づく開示請求があった場合は、原則開示する。なお、公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第 7 条第 3 号アの規定により不開示となるので、当該部分がある場合には、不開示部分とその具体的な理由を「不開示に関する理由書（様式 10）」により提出すること。ただし、開示又は不開示の判断は、同理由書に基づき行うものでなく、理由書を参考に、本市

が同条例に基づき客観的に判断するものとする。

- (12) プロポーザルに係る、F A X、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わない。
- (13) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号）第 127 条第 7 号により免除する。
- (14) 当該業務に係る契約書は、本市の指定する様式とする。